

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年5月26日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は明確ではないが、おおむね以下のことから、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

私は一度も〇〇福祉事務所生活保護から脱退した事も抜け出したと思った事はありません。どんな理由にしろ保護費の納入は今迄通りに行うべし。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 3 月 1 9 日	諮問
令和 3 年 5 月 2 4 日	審議（第 5 5 回第 4 部会）
令和 3 年 6 月 2 8 日	審議（第 5 6 回第 4 部会）
令和 3 年 7 月 2 9 日	審議（第 5 7 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護基準について

法 8 条 1 項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）においては、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に対して具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

このうち、生活扶助及び住宅扶助の各項目に係る支給額の算定方法等については、保護基準の別表第 1 「生活扶助基準」及び同

第3「住宅扶助基準」において、それぞれ定められており、1か月以上入院する者について算定する入院患者日用品費の基準額（月額）は、23,110円以内とされている（別表第1・第3章－1・(1)及び(2)）。

(3) 入院中の基準生活費及び住宅費について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7・2・(3)・アによれば、病院において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこととされている。

また、局長通知の第7・4（住宅費）・(1)（家賃、間代、地代等）・エ・(ア)によれば、単身の者が医療機関等に入院入所期間中も従来どおり住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこととされている。

そして、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問6－1・答2・(3)によれば、保護受給中の者が入院した場合の入院患者日用品費の算定について、月の初日の入院は当月初日から変更するとしている。

(4) 職権による保護の変更についての法の定め

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(5) なお、局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として一定の合理性を有するもの

と認められる。

- 2(1) これを本件についてみると、処分庁は、令和2年5月26日、請求人が、同月1日に〇〇病院に入院し、請求人の病状から入院期間は1か月以上となる見込みであることが確認され、入院日が月の初日であったことから、同月1日に遡って、入院当月に当たる同月分からの保護費を算定し直し、請求人の生活扶助の額について、1人世帯（居宅）の基準生活費を適用した算定額（73,170円）から入院患者日用品費の算定額（23,110円）に変更することを決定（本件処分）し、同年6月2日に、請求人に対し、本件処分通知書を送付したことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものと認められる。

- (2) 本件処分による保護費の変更額の適正性について

上記のとおり、本件処分は、法令等の定めに則って適正に行われたものと認められるが、本件処分により具体的に変更された保護費の金額に、違算がないかどうか、以下に検討する。

ア 本件処分前の保護費の額について

本件処分前の請求人に係る5月分から7月分までの保護費の額は、生活扶助の額73,170円（保護基準の別表第1・第1章・1・(2)に規定されたところにより、請求人の年齢（令和2年4月1日現在〇〇歳）、世帯構成（1人）、所在地域（1級地—1）に応じて算定された基準生活費）及び住宅扶助の額16,000円（実際の家賃）の合計89,170円から、収入認定額31,894円（請求人が受給する老齢基礎厚生年金の月割額31,220円及び年金生活者支援給付金1,974円から特別徴収される介護保険料の月額1,300円を差し引いた金額）を控除した、各57,276円であることが認められる。

イ 本件処分によって算定されるべき保護費の額について

(ア) 本件処分は、請求人が、令和2年5月1日に〇〇病院に入院し、請求人の病状から入院期間は1か月以上となる見込みであることが確認されたことから、入院当月の5月分からの保護費を算定し直すこととしたものである。

そうすると、同年5月分の生活扶助の額は、保護基準の別表第1・第3章・1に規定されたところにより、入院患者日用品費の基準額である23,110円となる。また、住宅扶助の額については、請求人の生活実態及び入院後6か月以内に退院できる見込みであったとすると、従来どおりの16,000円となる(1・(3))。

収入の認定に関しては、本件処分においては、変更を加えるべき要素がないことから、収入充当額は、上記アと同額の月額31,894円となる。

(イ) 上記(ア)によると、同年5月分からの保護費の支給額は、7,216円(生活扶助の額23,110円+住宅扶助の額16,000円-収入充当額31,894円)となる。

ウ 上記イのとおり算定される令和2年5月分からの、請求人の保護費の金額7,216円は、本件処分通知書に記載された金額と一致しており、算出された保護費の金額にも誤りがないことが認められる。

(3) 以上のとおり、本件処分は、法の規定及び保護基準等の定めるところに則ってなされたものであって、かつ、保護費の算定についても保護基準に則ってなされ、違算も認められないから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の違法・不当を主張する。

しかし、処分庁による保護費の変更額の算定に誤りはないと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由

はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美